## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について(平成20年度決算)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、9月定例議会にて報告しました指標について下記のとおり公表します。

## 【健全化判断比率】(単位:%)

指標名	平成20年度	早期健全化基準	対象範囲	
①実質赤字比率		15. 0	一般会計等(普通会計)	
②連結実質赤字比率		20. 0	上記①及び公営事業会計	
③実質公債費比率	16. 7	25. 0	上記②及び一部事務組合、広域連合	
④将来負担比率	17. 7	350. 0	上記③及び土地開発公社	

<sup>※</sup>①及び②は赤字額がないため、「一(該当なし)」で表示しています。

## ⑤資金不足比率(単位:%、特別会計每)

対象会計名	平成20年度	経営健全化基準
水道事業特別会計	_	20. 0
病院事業特別会計	_	20. 0
農業集落排水事業特別会計	_	20. 0
特定環境保全公共下水道事業特別会計	_	20. 0

<sup>※</sup>全会計において資金不足(収益的収支の赤字)がないため、「一(該当なし)」で表示しています。

平成20年度決算に基づき算定された佐川町の「健全化判断比率(①~④)」及び「⑤資金不足比率」 については、上記のとおり早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。

なお、早期健全化基準を一つでも上回った場合は早期健全化計画を、また経営健全化基準を上回った 会計については経営健全化計画を定め、法に基づく外部監査や議会への実施状況報告等が求められます。